



SMC (株)から災害用備品を 寄贈いただきました

2月17日、SMC (株)から災害用備品として、リチウムイオンバッテリーおよびソーラーパネルを2セット寄贈いただきました。これは、本市に事業所を構える同社が、持続可能な社会の実現に向けたSDGs事業の一環である地域社会貢献活動として、令和3年度から毎年行っているものです。寄贈いただいたリチウムイオンバッテリーなどは、災害時の非常用電源のほか、平時でもイベントなどで活用させていただきます。



左から SMC (株) 土居義志取締役常務執行役員
技術本部長、小田川市長

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2502）

タケノコを 出荷する方へ

市内産タケノコを出荷する場合は、県による出荷前放射性物質検査の結果が基準値を超えなければ、出荷が可能となります。結果は市ホームページでお知らせしますので、出荷の際はご確認ください。なお、出荷が可能となった後も、下記に該当する方は今年も市・県の検査が必要となります。

○過去に一度も検査をしたことのない竹林から出荷する場合

○直近の検査で50Bq / kg を超過した竹林から出荷する場合

○出荷先から今年の検査結果の提示を求められた場合

※検査を受ける場合は、事前に電話でお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3105）

二輪小型自動車も車検時の 納税証明書の提示が原則不要に

軽自動車税（種別割）の納税確認は電子化されているため、軽自動車税（種別割）の未納がない場合、車検（継続検査）を受ける際の軽自動車税納税証明書（以下、納税証明書）の提示は原則不要です。納税確認の電子化は、これまで三輪・四輪の軽自動車に対応していましたが、令和7年度から二輪小型自動車も対応します。軽自動車税の納付後すぐに（2週間程度）車検を受ける場合や中古車購入直後の場合などは、納税証明書が必要になります。下記のいずれかの方法で、車検時に納税証明書を提示してください。

■現金で納付する場合

5月9日（金）に発送する「軽自動車税（種別割）納税通知書兼領収証書（以下、納税通知書）」を持参し、金融機関、伊奈庁舎会計課、谷和原庁舎市民窓口課、コンビニエンスストアで納付し、領収印が押印された納税証明書（納税通知書に添付）を提示する。※納税通知書を紛失し、再発行納付書などで納付する場合は、収納課にお問い合わせください。

■現金以外で納付する場合（口座振替、クレジット・アプリ決済など）

納付済みであることが確認できるもの（口座振替が確認できる通帳、「地方税お支払サイト」からのメール、決済アプリの支払い履歴など）を持参し、市民窓口課（谷和原庁舎・みらい平市民センター）、伊奈庁舎収納課で納税証明書の交付を申請し、発行された証明書を提示する。

▶納税証明書の交付申請に必要なもの

○本人を確認するための顔写真つき公的機関発行証（運転免許証、マイナンバーカードなど）
○車検証の写しまたは委任状（ご本人以外の方が申請する場合）

※令和7年度の軽自動車税を現金納付以



外的方法で納期限までに納付する方については、車検用納税証明書（有効期限を令和8年6月20日に延長した証明書）を6月中に郵送します。

☎ 伊奈庁舎収納課（内線 2401,2402）

指定金融機関が 交替します

本市では、市の公金収納および支払業務を取り扱うため、指定金融機関を定めています。この指定金融機関は、常陽銀行と筑波銀行が2年交替で行っており、4月1日から筑波銀行が業務を担当します。なお、市民の皆さまに納めていただく市税や使用料などの取り扱い、これまでと変わりありません。

※指定金融機関は、市役所両庁舎内に派出所を設けています。派出所では、市の公金の収納を行います。県や国の公金などは取り扱っておりませんのでご注意ください。

☎ 伊奈庁舎会計課（内線 6102）

自衛官等募集対象者の 情報提供除外申出について

本市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛省からの依頼に応じて、自衛官または自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者（年度中に18歳または22歳になる方）の住民情報を自衛隊に提供しています。ただし、自衛隊への情報提供を望まない方は、申し出をすれば対象者から除外します。詳しくは市ホームページをご覧ください。



▶除外対象者：令和7年度中に18歳または22歳に到達する方

▶除外申出期限：5月30日（金）

▶受付場所：伊奈庁舎防災課

※本人が窓口に来庁できない場合は、郵送または代理人による受け付けも可能です。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2503）

お知らせ

募集

手続き・申請

相談

イベント